

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類		面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第1種高度地区	約 590.0 ha	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第1種高度地区	約 64.8 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種高度地区	約 4.6 ha	建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第2種高度地区	約 484.3 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第2種高度地区	約 20.7 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第2種高度地区	約 26.5 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	

	第3種 高度地区	約 3.8 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第3種 高度地区	約 13.0 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第3種 高度地区	約 156.6 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第3種 高度地区	約 15.7 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	40m第3種 高度地区	約 7.7 ha	1 建築物の高さは40メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m 高度地区	約 10.7 ha	建築物の高さは30メートル以下とする。	
	40m 高度地区	約 22.6 ha	建築物の高さは40メートル以下とする。	

50m 高度地区	約 45.3 ha	建築物の高さは50メートル以下とする。	
60m 高度地区	約 0.7 ha	建築物の高さは60メートル以下とする。	
小計	約 1,467.0 ha		
1 制限の緩和 (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。 (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。 ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 2 既存不適格建築物等に対する適用除外 (1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。 (2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するとき限り、当該規定は適用しない。 ア 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。 イ 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。			

ウ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

3 地区計画等の区域内の特例

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成20年11月目黒区告示第530号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成16年法律第110号）第61条第2項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

(2) 前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

4 認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

(1) ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の1.1倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

(2) 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表1 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ

表2 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2.0倍に相当する高さ

(3) 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表3及び表4に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ

表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2. 2倍に相当する高さ

5 区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

6 特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	・林試の森公園 周辺地区 ・補助４６号線 目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線 目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線 原町一丁目・洗足一丁目地区	約 20.2 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約 20.2 ha		
合 計		約 1,487.2 ha		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変 更 概 要

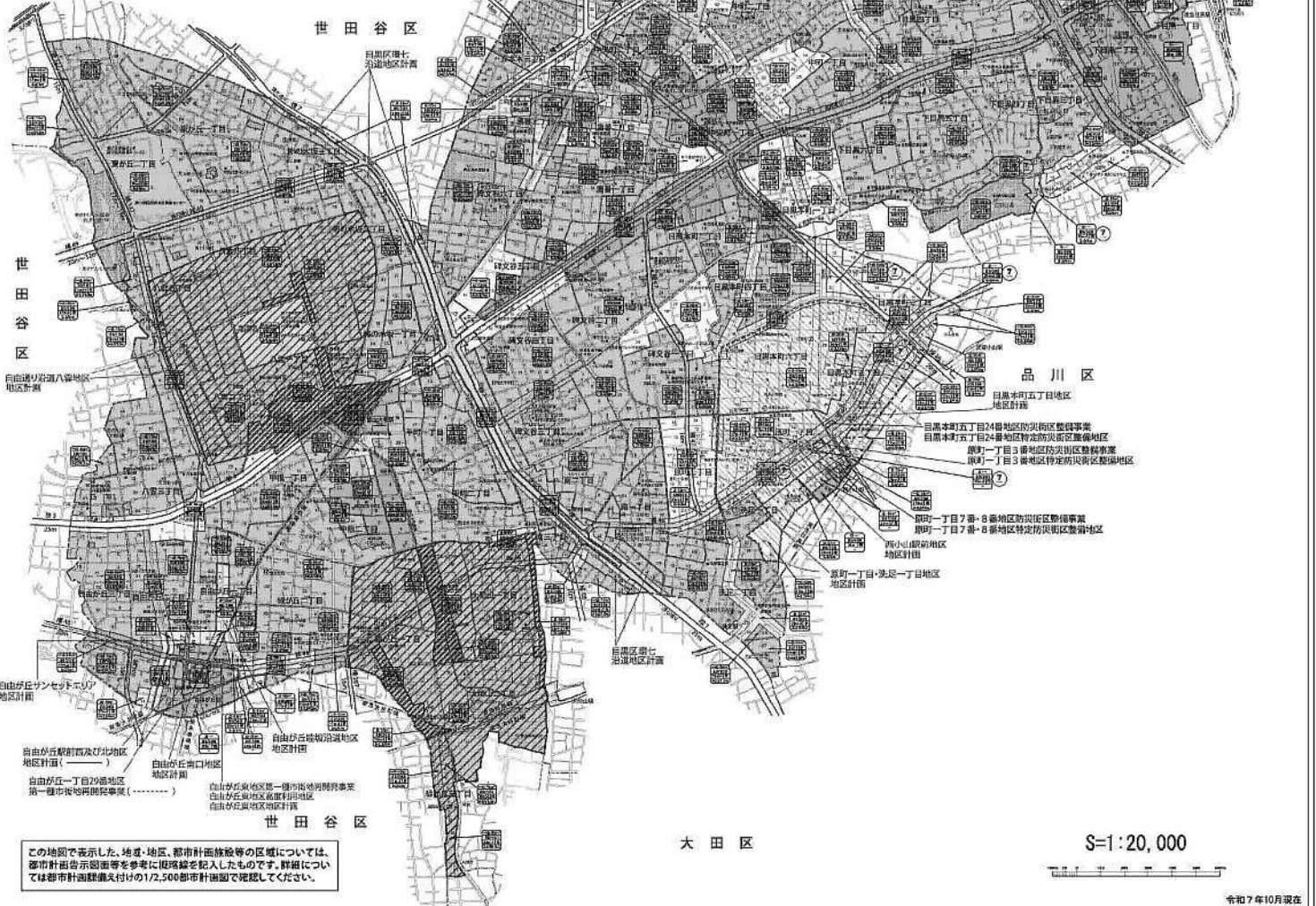
(下線部分は変更部分)

事項	建築物の高さの最高限度又は最低限度							
	〔最高限度〕							
	変更前	変更後						
4 認定による特例	一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている<u>もの</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略	4 認定による特例 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u> (1) <u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と区長が認めたものについては、<u>絶対高さ制限の1. 1倍に相当する高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> (2) <u>一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。<u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表1 略 表2 略 (3) <u>一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、<u>次の表3及び表4に掲げる高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲 <table><tr><th>対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)</th><th>絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)</th></tr><tr><td>1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ</td></tr></table> 表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限	対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ	3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ
対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)							
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ							
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ							

	<u>の範囲</u>	
	<u>対象敷地面積</u> (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	<u>絶対高さ制限の範囲</u> (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
	<u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 3 2 倍に相当する高さ</u>
	<u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 6 5 倍に相当する高さ</u>
	<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>2. 2 倍に相当する高さ</u>
5 区長の許可による特例 次の各号の<u>二</u>に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	5 区長の許可による特例 次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	

総括図 東京都市計画高度地区

凡 例	
用地地区	一住 第一種低層住居専用地域 一中 第一種中高層住居専用地域 二中 第二種中高層住居専用地域 一住 第一種住居地域 二住 第二種住居地域 近 近隣商業地域 商 商業地域 準工 準工業地域
特別用途地区	特工 特別工業地区 第Ⅰ文 第一種文教地区 第Ⅱ文 第二種文教地区
高度地区	特 特種型 対 絶対高さ型 限 最低限度型
高さの制限	17m-20m-30m-40m-50m-60m 7m 10m・12m
防火地域	防 防火地域 準防 準防火地域
生産緑地地区	生 生産緑地地区
都市施設	道 都市計画道路 線 都市計画線 線 都市計画線 線 都市計画線
日影規制	日影 日影規制時間及び測定値 日影 日影規制時間及び測定値
新たな防火規制	新 新たな防火規制 新 新たな防火規制



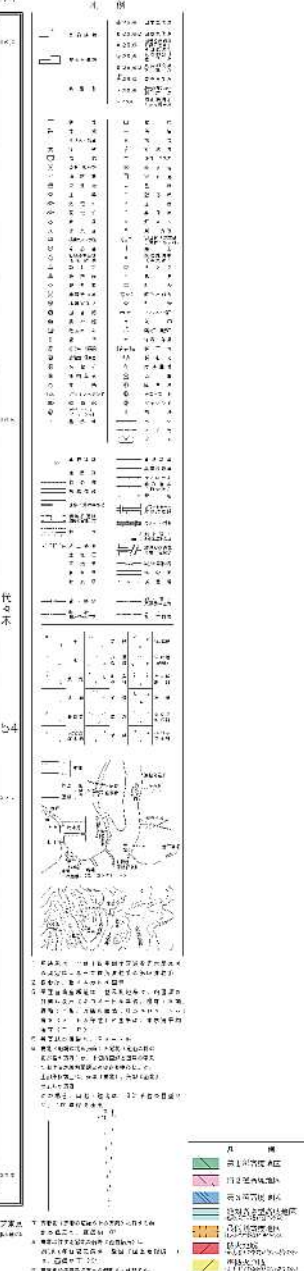
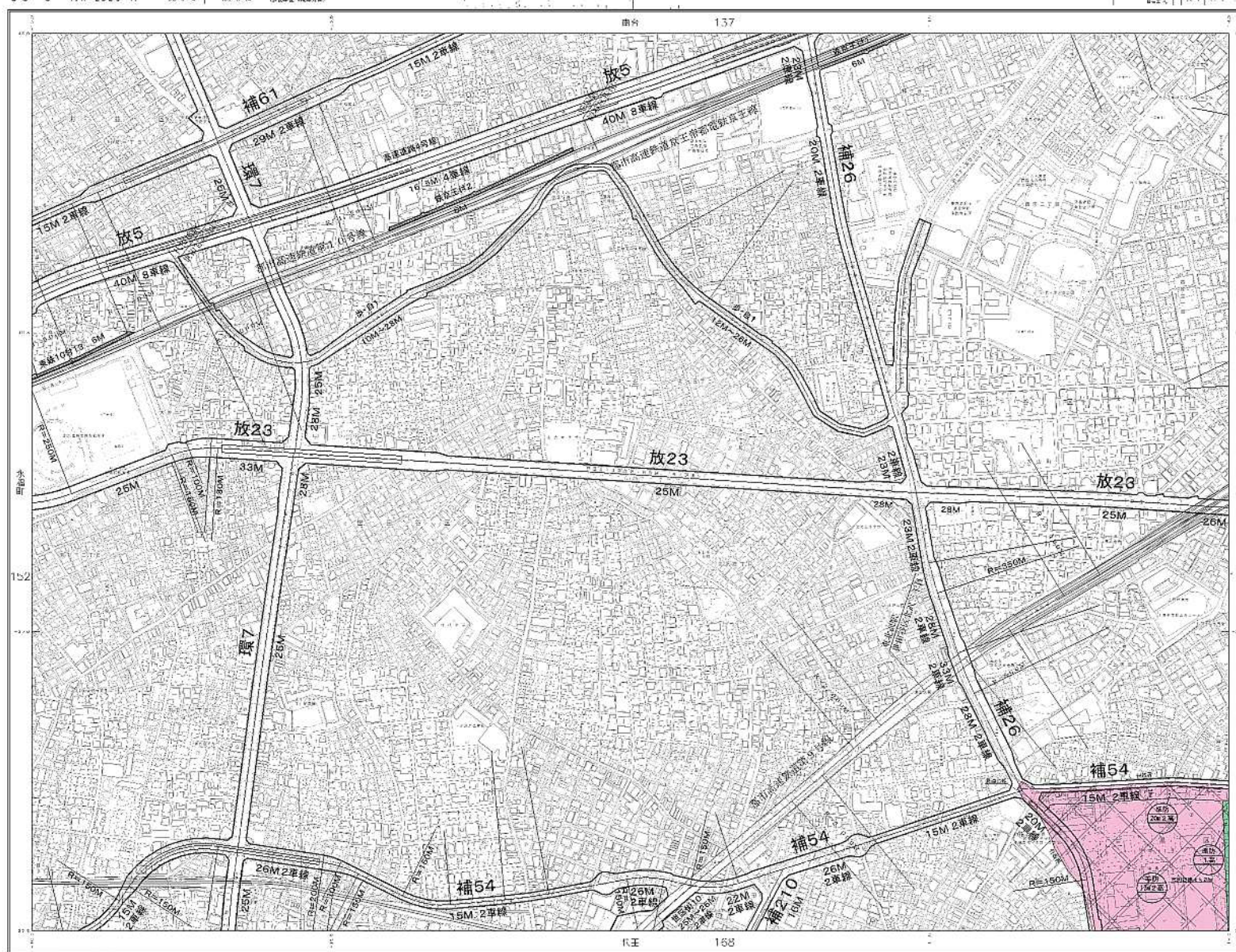
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区（自区画決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（自区画決定）計画図 153

36-3 (1) X-LD25-1 (45-3-4) (103-3-12) (河川部定45%高水防)

笹塚



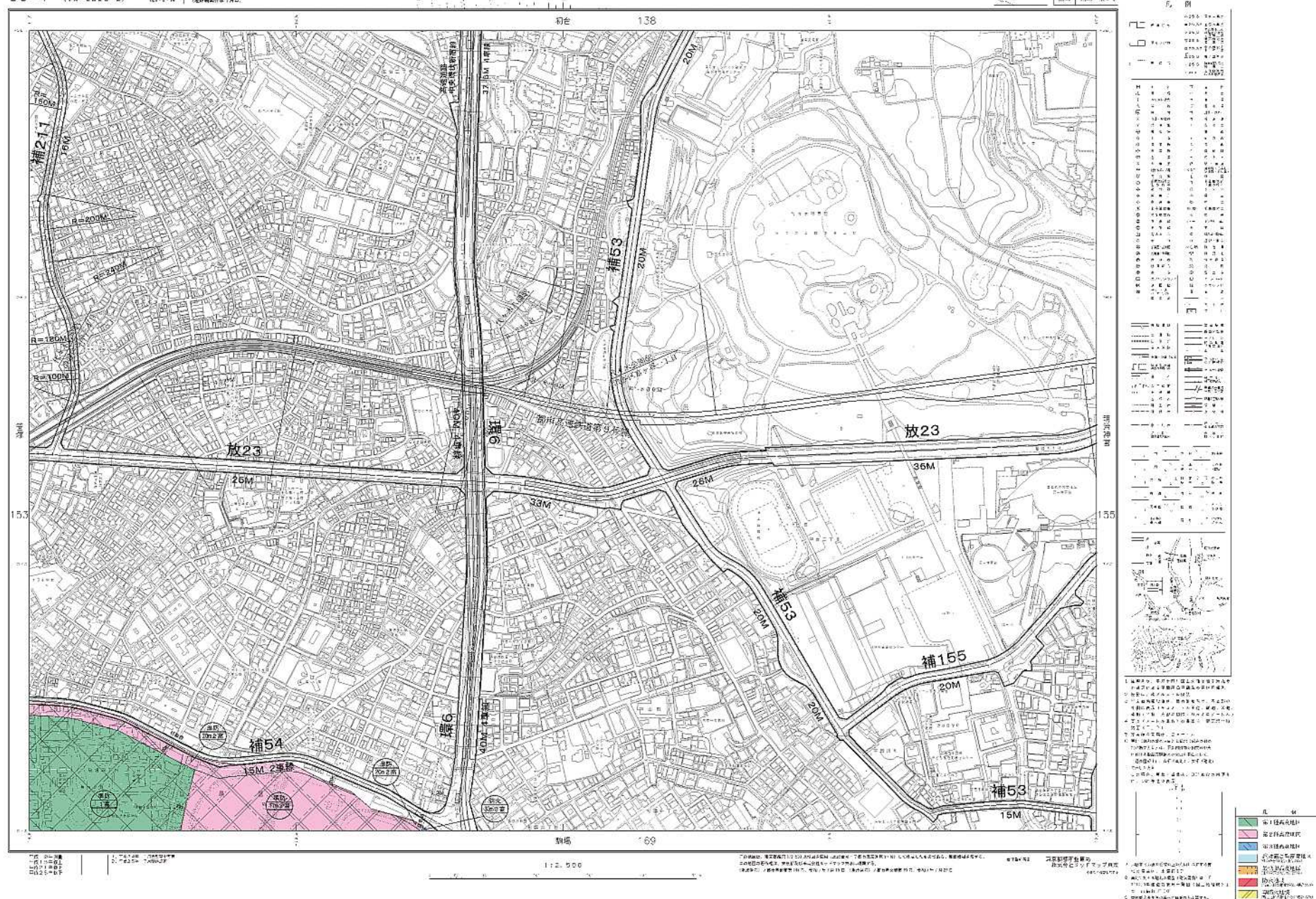
1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 154

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 154

36-4	(1X-LD25-2)	ISI-5-14	ISOPHOTOGRAPH
------	-------------	----------	---------------

☆



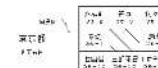
1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計圖防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計圖第 768

36-8	(LK-LD26-3)	H24-2.14	H24-2.14	(海軍省防務局)
------	-------------	----------	----------	----------

14



6. 2

[illegible]

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

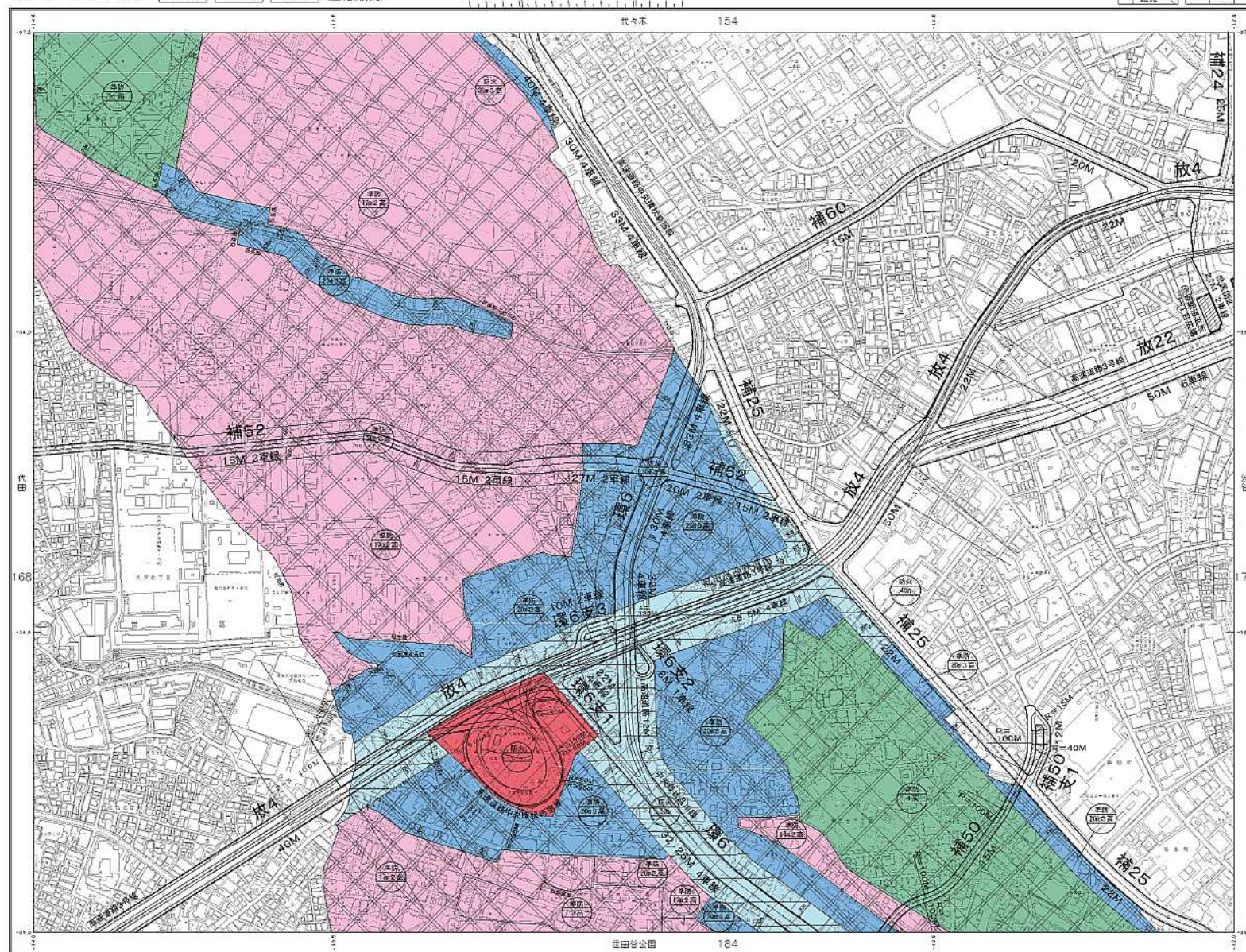
1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計圏防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計図図 169

36-9 (IX-LD25-4)

103 = 5 + 14 103 = 5 + 14 101 = 5 + 14 (選擇適合條件)

駒場



1:2,500

この地図は、東京府内陸部の地形を説明するために、江戸幕府の地誌『江戸参府』に採録されたものである。地図の中心には、江戸の中心地である江戸城が描かれており、その周囲には、江戸の主要な町や村が描かれている。また、江戸の主要な川や河川も描かれている。この地図は、江戸の地理的な特徴を明確に示している。

東京プロダクション
佐藤信子
佐藤信子

7. 同様に「同数の星の数上の天候」に対する解
答の図は、左図の通り。

色	材
	青い縞の糸
	赤い縞の糸
	青い縞の糸
	青い縞の糸
	赤い縞の糸
	赤い縞の糸
	青い縞の糸

1:2.500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 184

36-14 (1X-LD36-2) H3-3-11 H3-3-11 (详细规格书请参见附录)

 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 

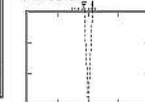
R

凡例	
	基本词
	基本词组
	基本句
	基本文段

月	三	日	○	一
二	二	日	○	一
三	一	日	○	一
四	二	日	○	一
五	三	日	○	一
六	四	日	○	一
七	五	日	○	一
八	六	日	○	一
九	七	日	○	一
十	八	日	○	一
十一	九	日	○	一
十二	十	日	○	一
十三	十一	日	○	一
十四	十二	日	○	一
十五	十三	日	○	一
十六	十四	日	○	一
十七	十五	日	○	一
十八	十六	日	○	一
十九	十七	日	○	一
二十	十八	日	○	一
二十一	十九	日	○	一
二十二	二十	日	○	一
二十三	二十一	日	○	一
二十四	二十二	日	○	一
二十五	二十三	日	○	一
二十六	二十四	日	○	一
二十七	二十五	日	○	一
二十八	二十六	日	○	一
二十九	二十七	日	○	一
三十	二十八	日	○	一
三十一	二十九	日	○	一
三十二	三十	日	○	一
三十三	三十一	日	○	一
三十四	三十二	日	○	一
三十五	三十三	日	○	一
三十六	三十四	日	○	一
三十七	三十五	日	○	一
三十八	三十六	日	○	一
三十九	三十七	日	○	一
四十	三十八	日	○	一
四十一	三十九	日	○	一
四十二	四十	日	○	一
四十三	四十一	日	○	一
四十四	四十二	日	○	一
四十五	四十三	日	○	一
四十六	四十四	日	○	一
四十七	四十五	日	○	一
四十八	四十六	日	○	一
四十九	四十七	日	○	一
五十	四十八	日	○	一
五十一	四十九	日	○	一
五十二	五十	日	○	一
五十三	五十一	日	○	一
五十四	五十二	日	○	一
五十五	五十三	日	○	一
五十六	五十四	日	○	一
五十七	五十五	日	○	一
五十八	五十六	日	○	一
五十九	五十七	日	○	一
六十	五十八	日	○	一
六十一	五十九	日	○	一
六十二	六十	日	○	一
六十三	六十一	日	○	一
六十四	六十二	日	○	一
六十五	六十三	日	○	一
六十六	六十四	日	○	一
六十七	六十五	日	○	一
六十八	六十六	日	○	一
六十九	六十七	日	○	一
七十	六十八	日	○	一
七十一	六十九	日	○	一
七十二	七十	日	○	一
七十三	七十一	日	○	一
七十四	七十二	日	○	一
七十五	七十三	日	○	一
七十六	七十四	日	○	一
七十七	七十五	日	○	一
七十八	七十六	日	○	一
七十九	七十七	日	○	一
八十	七十八	日	○	一
八十一	七十九	日	○	一
八十二	八十	日	○	一
八十三	八十一	日	○	一
八十四	八十二	日	○	一
八十五	八十三	日	○	一
八十六	八十四	日	○	一
八十七	八十五	日	○	一
八十八	八十六	日	○	一
八十九	八十七	日	○	一
九十	八十八	日	○	一
九十一	八十九	日	○	一
九十二	九十	日	○	一
九十三	九十一	日	○	一
九十四	九十二	日	○	一
九十五	九十三	日	○	一
九十六	九十四	日	○	一
九十七	九十五	日	○	一
九十八	九十六	日	○	一
九十九	九十七	日	○	一
一百	九十八	日	○	一

[illegible][illegible]

- 1 産物等は、平成十四年度国土開発省告示の決定による平成四年度産物等の取引に準じて算定し、重化燃料に算定。
- 2 平成四年度産物等は、世界標準手帳「月別生産物等一覧表（エネルギー）」の炭素、炭素当量、石油、天然の換算値（日本）から算出する。
- 3 炭素一トン当りの炭素量は、東京電力「電力のつくりかた」を参照。
- 4 炭素当量と換算は、エネルギー
- 5 炭素一トン当りの炭素量は、東京電力の「電力のつくりかた」を参照し、石油の種別に応じて算出する。石油の換算値と炭素当量に由来する炭素当量とを合計して算出する。
- 6 上記の炭素当量に、合計（電力）、天然（炭素）の炭素当量を加算。
- 7 エネルギー、炭素一トン当りの炭素当量と炭素当量に、炭素一トン当りの炭素当量を加算し、合計（炭素）を算出する。



色	種
	第一種表紙用紙
	第二種表紙用紙
	第三種表紙用紙
	第四種表紙用紙
	第五種表紙用紙
	第六種表紙用紙
	第七種表紙用紙

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

1:2.500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 165

36-15 (IX-LD37-1) HDS-9-A (设备型号与年月)

44



品名		単位	数量	金額
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
十一	...	...	...	...
十二	...	...	...	...
十三	...	...	...	...
十四	...	...	...	...
十五	...	...	...	...
十六	...	...	...	...
十七	...	...	...	...
十八	...	...	...	...
十九	...	...	...	...
二十	...	...	...	...
二十一	...	...	...	...
二十二	...	...	...	...
二十三	...	...	...	...
二十四	...	...	...	...
二十五	...	...	...	...
二十六	...	...	...	...
二十七	...	...	...	...
二十八	...	...	...	...
二十九	...	...	...	...
三十	...	...	...	...
三十一	...	...	...	...
三十二	...	...	...	...
三十三	...	...	...	...
三十四	...	...	...	...
三十五	...	...	...	...
三十六	...	...	...	...
三十七	...	...	...	...
三十八	...	...	...	...
三十九	...	...	...	...
四十	...	...	...	...
四十一	...	...	...	...
四十二	...	...	...	...
四十三	...	...	...	...
四十四	...	...	...	...
四十五	...	...	...	...
四十六	...	...	...	...
四十七	...	...	...	...
四十八	...	...	...	...
四十九	...	...	...	...
五十	...	...	...	...
五十一	...	...	...	...
五十二	...	...	...	...
五十三	...	...	...	...
五十四	...	...	...	...
五十五	...	...	...	...
五十六	...	...	...	...
五十七	...	...	...	...
五十八	...	...	...	...
五十九	...	...	...	...
六十	...	...	...	...
六十一	...	...	...	...
六十二	...	...	...	...
六十三	...	...	...	...
六十四	...	...	...	...
六十五	...	...	...	...
六十六	...	...	...	...
六十七	...	...	...	...
六十八	...	...	...	...
六十九	...	...	...	...
七十	...	...	...	...
七十一	...	...	...	...
七十二	...	...	...	...
七十三	...	...	...	...
七十四	...	...	...	...
七十五	...	...	...	...
七十六	...	...	...	...
七十七	...	...	...	...
七十八	...	...	...	...
七十九	...	...	...	...
八十	...	...	...	...
八十一	...	...	...	...
八十二	...	...	...	...
八十三	...	...	...	...
八十四	...	...	...	...
八十五	...	...	...	...
八十六	...	...	...	...
八十七	...	...	...	...
八十八	...	...	...	...
八十九	...	...	...	...
九十	...	...	...	...
九十一	...	...	...	...
九十二	...	...	...	...
九十三	...	...	...	...
九十四	...	...	...	...
九十五	...	...	...	...
九十六	...	...	...	...
九十七	...	...	...	...
九十八	...	...	...	...
九十九	...	...	...	...
一百	...	...	...	...

[illegible]

- ② 研究人員：研究人員對研究計畫有甚麼貢獻？
- ③ 研究目的：研究目的與研究目的如何達成？
- ④ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑤ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑥ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑦ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑧ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑨ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？
- ⑩ 研究問題：研究問題與研究問題有何關係？

图例	说明
	第一类水体保护区
	第二类水体保护区
	第三类水体保护区
	第四类水体保护区
	第五类水体保护区
	第六类水体保护区
	第七类水体保护区

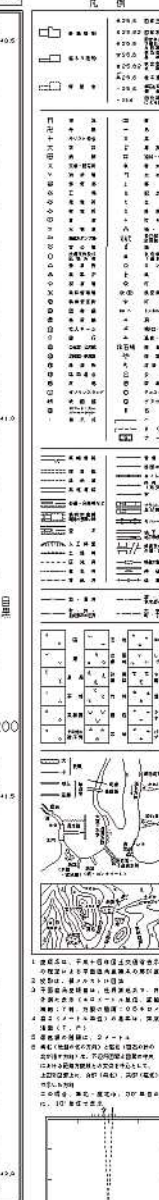
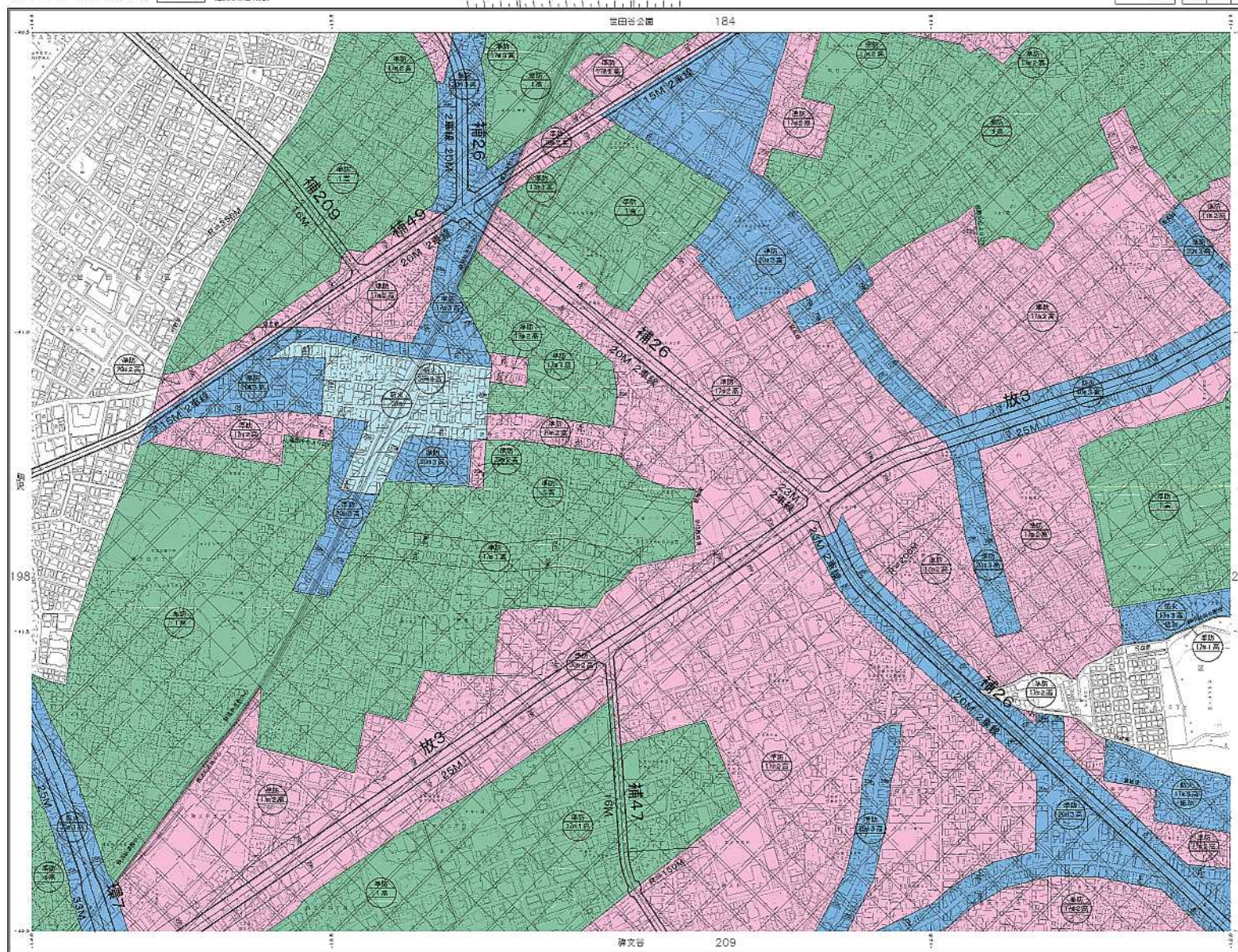
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 199

36-19 (1)X-LD36-4 (2)2-2-14 (3)2-2-14(4)2-2-14

中央町



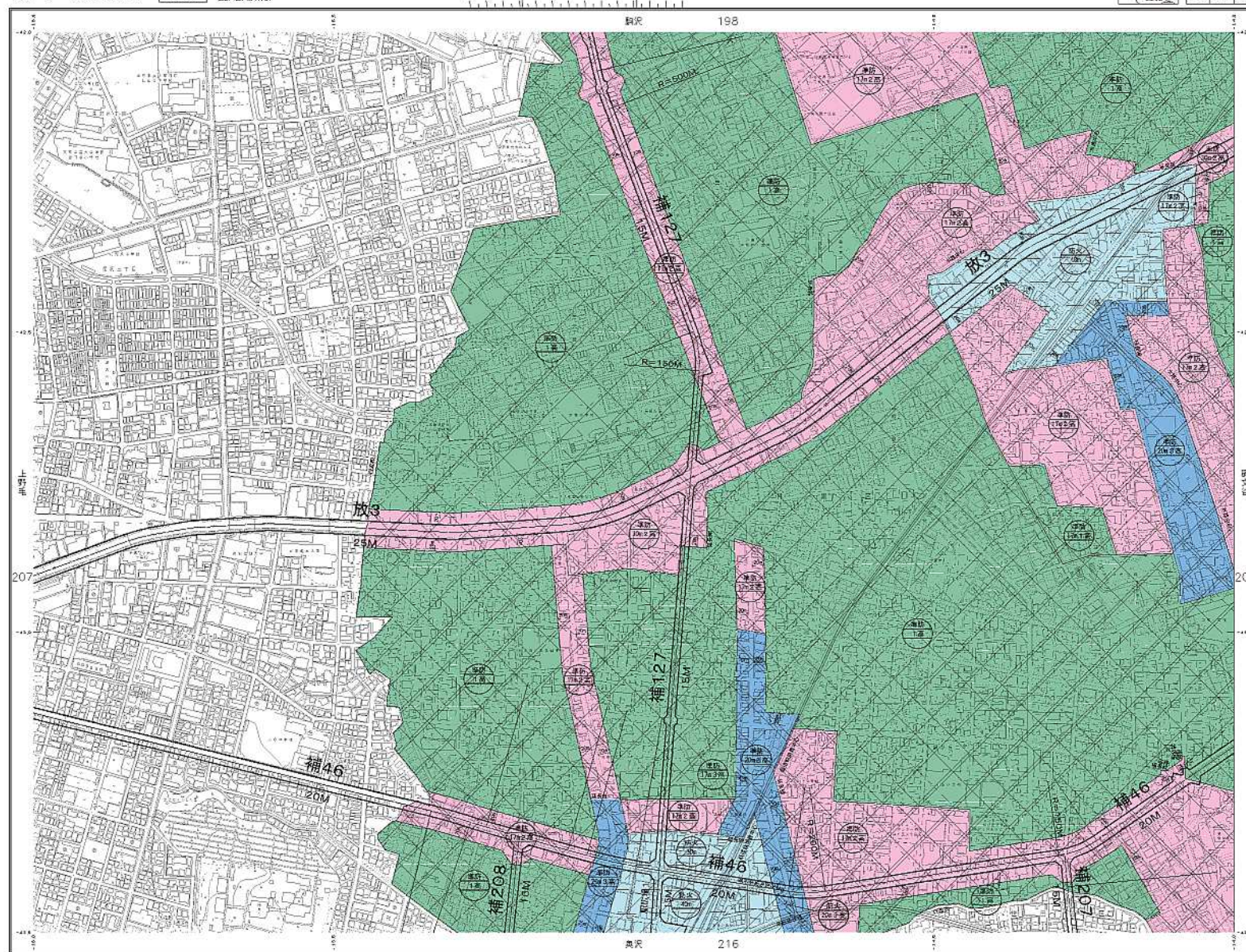
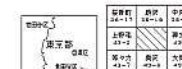
1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 199
36-19 (1)X-LD36-4 (2)2-2-14 (3)2-2-14(4)2-2-14

1:2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計図防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計図四 208

43-3 (IX-LD4B-1) 102.9.14 (臺灣中法大藥房製)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12



1:2.500

[illegible]

30

東京都市計画部
株式会社モッドマップ
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

東京 7 両面壁（両面の壁面上の穴）に対する美
 定の費額二 東京府 107
 8 両面壁に対する窓の設置（窓の設置）料、7
 2010.8年経費低減費一頁目（窓の設置）料、
 7、各欄の「2」
 9 両面壁の設置料（窓の設置）料、7
 2010.8年経費低減費一頁目（窓の設置）料、
 7、各欄の「2」

图例	说明
	第一类工程地质
	第二类工程地质
	第三类工程地质
	第四类工程地质
	第五类工程地质
	第六类工程地质
	第七类工程地质

1:2,500 東京都市計圖高度地区(目黒区決定)計圖回

43-4 11X-LD46-2; 103-0-14 (国産物)

43-4 11X-L046-23 103-0-14 (国特准)

☆



E. M.

[illegible]

 固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口	 固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口  固定通口
--	--

[illegible]

A detailed topographic map of the Kanto Plain region in Japan. The map shows contour lines indicating elevation, with labels such as 100m, 200m, 300m, 400m, 500m, 600m, 700m, 800m, 900m, 1000m, 1100m, 1200m, 1300m, 1400m, 1500m, 1600m, 1700m, 1800m, 1900m, 2000m, 2100m, 2200m, 2300m, 2400m, 2500m, 2600m, 2700m, 2800m, 2900m, 3000m, 3100m, 3200m, 3300m, 3400m, 3500m, 3600m, 3700m, 3800m, 3900m, 4000m, 4100m, 4200m, 4300m, 4400m, 4500m, 4600m, 4700m, 4800m, 4900m, 5000m. Major cities are labeled: 上野毛 (Utsunomiya), 東京 (Tokyo), 宇都宮 (Maebashi), 足尾 (Ashino), 大田原 (Ohtawara), 小田原 (Odawara), 箱根 (Hakone). Rivers shown include 荒川 (Arakawa), 利根川 (Tone River), 荒瀬川 (Arasegawa), 利根川 (Tone River), 荒瀬川 (Arasegawa), 利根川 (Tone River), 荒瀬川 (Arasegawa).

[illegible]

図2 図面比（元図）と最終比との式例）に対する例

图	材
	第1種垂直緑化材
	第2種垂直緑化材
	第3種垂直緑化材
	第4種垂直緑化材(200mm幅) 第5種垂直緑化材(200mm幅)
	第6種垂直緑化材(200mm幅)
	第7種垂直緑化材(200mm幅)

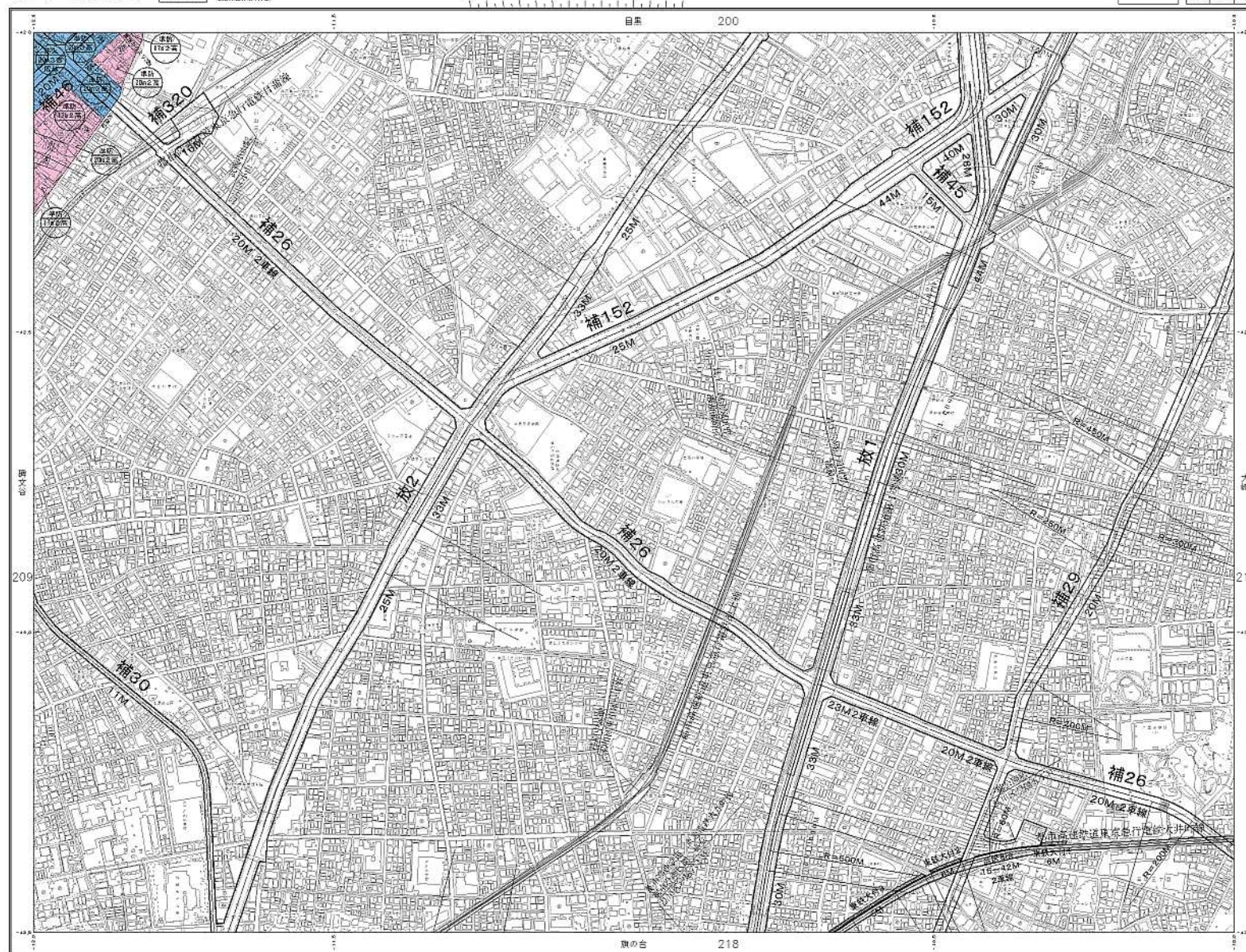
1:2,500 東京都市計画高度地区(目標区決定)計画図

東京都市計圖防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計圖因 210

東京都市計画防火地域及び準防火地域（巨震区決定）計画図 210

43—5 (1X—LD47—1) 1025.5.4 (2000年1月1日)

✱



平成 9 年 10 月	1. 平成 24 年 11 月 1 日現在
平成 16 年 10 月	2. 平成 25 年 7 月現在
平成 21 年 10 月	
平成 26 年 10 月	

1 : 2, 500

[illegible]

東京大学

東京 下 京部と（京部の延長線上の方面）に於ける地
の高低は、東部約 12"

[illegible]

⑤ 興初に打する監死の儀也(監死圖考)中、上
243頁に「年經尚壯、雖有一男、恐(國土)地理隔
遠、不能持了」自注。

陸大起

⑤ 東京電力は、東京電力ホールディングスへの吸収合併は行わない。

[illegible]

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

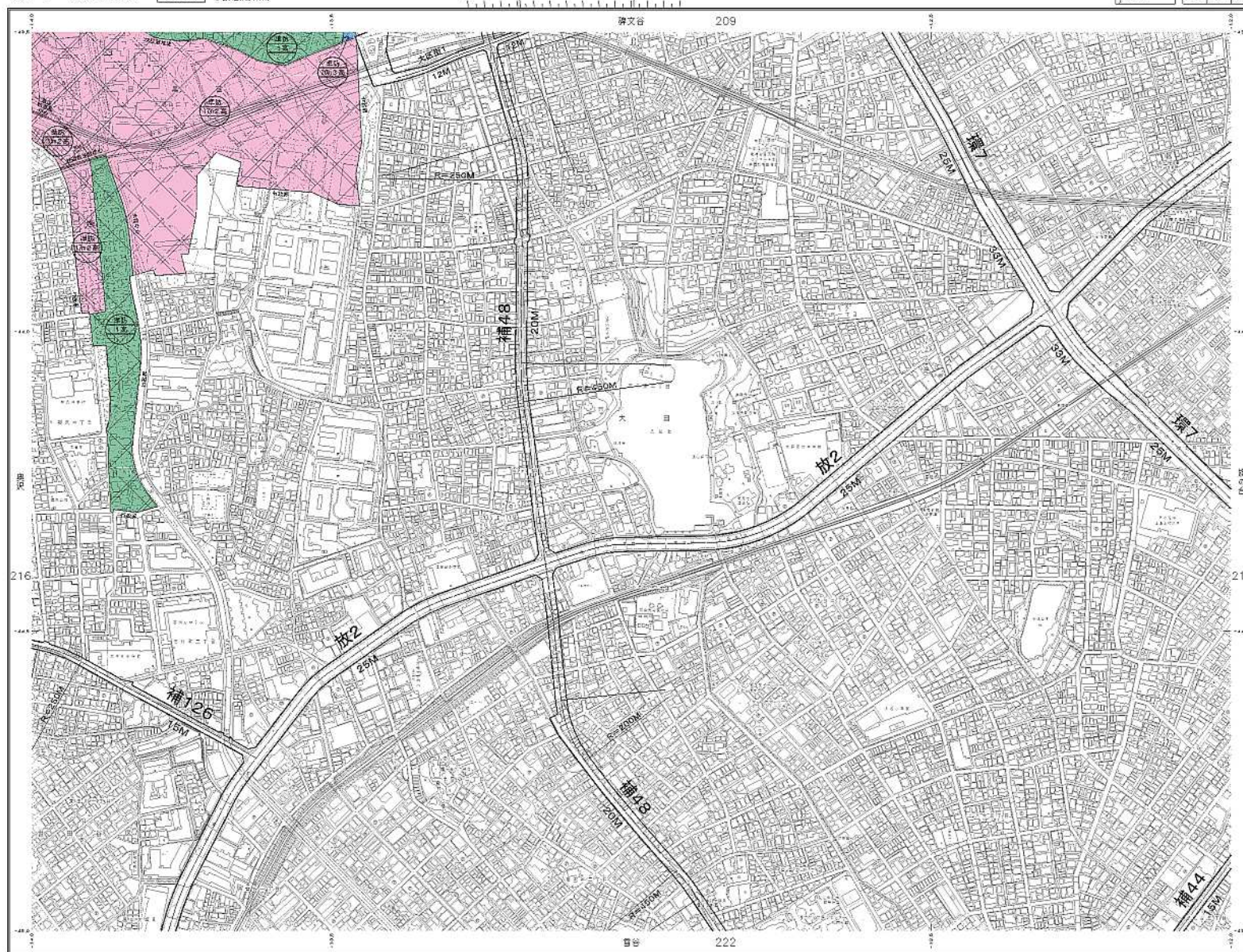
1:2,500 東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 217

43-9 (1X-1015-4)

103-2-11 (消防関係法令関係)

大岡山



図例	説明
建築物の種類	建築物の種類
道路の種類	道路の種類
その他の施設	その他の施設
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度地区	高度地区

図例	説明
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度地区	高度地区
その他の施設	その他の施設
道路の種類	道路の種類
建築物の種類	建築物の種類

図例	説明
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度地区	高度地区
その他の施設	その他の施設
道路の種類	道路の種類
建築物の種類	建築物の種類

図例	説明
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度地区	高度地区
その他の施設	その他の施設
道路の種類	道路の種類
建築物の種類	建築物の種類



1. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
2. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
3. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
4. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
5. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
6. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
7. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
8. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
9. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明
10. 図例、凡例、高度地区、防火地域、準防火地域の説明



色	説明
緑	防火地域
黄	準防火地域
赤	高度地区
青	その他の施設
白	道路の種類
黒	建築物の種類

1:2,500

東京都市計画高度地区(目黒区決定)計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域(目黒区決定)計画図 217

43-9 (1X-1015-4)

103-2-11 (消防関係法令関係)

大岡山

防火地域

準防火地域

高度地区